

浜松 21 世紀都市交通会議規約

平成 20 年 3 月 17 日制定

(名称)

第 1 条 本会は、「浜松 21 世紀都市交通会議（以下「会議」という。）」と称する。

(目的)

第 2 条 会議は、浜松市における交通政策を総合的に推進するための協議、提言を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成に関する協議及び網形成計画の実施に係る連絡調整を行うこと、並びにまちづくりと交通事業が一体となった交通施策及び事業の展開に資する都市・地域総合交通戦略（以下「交通戦略」という。）の作成に関する協議及び交通戦略の推進に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(事務所)

第 3 条 会議は、事務所を静岡県浜松市中区元城町 103 番地の 2 に置く。

(定義)

第 4 条 この規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 地域公共交通 法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

(2) 公共交通事業者等 法第 2 条第 2 項に規定するものをいう。

(協議事項)

第 5 条 会議は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、協議する。

(1) 総合的な交通計画に関すること。

(2) 網形成計画の策定及び変更に関すること。

(3) 網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(4) 交通戦略の策定及び変更、推進に係る連絡調整に関すること。

(5) 前 4 号に掲げるもののほか、当会議の目的を達成するために関すること。

(組織)

第 6 条 会議は、別表に掲げる浜松市、公共交通事業者等、道路管理者、関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者、公益的な活動をしている市民団体及び交通関係団体に所属する者、その他必要と認める者をもって組織する。

2 会議は、会長、副会長を置く。

3 会員の任期は 2 年とする。ただし、やむを得ない事情があると会長が認めた場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、構成員の中から互選により決定し、副会長は、会長が指名する。

2 会長は、会議を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(運営)

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合には、議長が決定する。

4 構成員は、事故その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、予めその旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会議は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議で協議が整った事項については、会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 第5条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 会議の業務を処理するため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、浜松市都市整備部交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、会議の事務の運営上必要となる場合の細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年3月17日から施行する。

この規約は、平成20年7月31日から施行する。

この規約は、平成22年6月15日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年7月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。
 この規約は、平成24年7月30日から施行する。
 この規約は、平成26年10月10日から施行する。
 この規約は、平成27年8月24日から施行する。
 この規約は、平成29年4月1日から施行する。
 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表

NO.	名 称
1	浜松市自治会連合会
2	浜松市身体障害者福祉協議会
3	浜松いきいきネットワーク
4	浜松商工会議所
5	浜松商店界連盟
6	浜松市中央地区駐車場協同組合
7	浜松青年会議所
8	浜松経済クラブ
9	財団法人浜松観光コンベンションビューロー
10	埼玉大学大学院
11	遠州鉄道株式会社
12	天竜浜名湖鉄道株式会社
13	浜松市タクシー協会
14	国土交通省中部運輸局交通政策部
15	国土交通省中部地方整備局建政部
16	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局
17	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所
18	静岡県警察浜松市警察部
19	浜松市都市計画審議会
20	浜松市都市整備部
21	浜松市土木部